

**扶養控除**……扶養親族1人につき33万円(平成22年1月2日以降出生の方は対象外)ただし、特定扶養親族(扶養親族のうち平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前出生の方)1人につき45万円、老人扶養親族(扶養親族のうち昭和31年1月1日以前出生の方)1人につき38万円、同居老親等扶養親族1人につき45万円、あなたの扶養親族で生計を一にする親族について氏名、続柄を書いてください。

● 同居、別居の区分に□をつけてください。また、別居の扶養親族等が、国外居住の場合は、国外居住欄の該当する区分に□をつけてください。

**特定親族特別控除**……満19歳～22歳(平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた方)の扶養親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の場合、控除対象となります。

満19歳～22歳の扶養親族の合計金額	控除額	満19歳～22歳の扶養親族の合計金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円	110万円超115万円以下	11万円
95万円超100万円以下	41万円	115万円超120万円以下	6万円
100万円超105万円以下	31万円	120万円超123万円以下	3万円
105万円超110万円以下	21万円		

**基礎控除**……所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が2,400万円以下:43万円、2,400万円超2,450万円以下:29万円、2,450万円超2,500万円以下:15万円、2,500万円超:適用なし

**雑損控除**……「差引損失額-(総所得金額等の金額)×10%」と「差引損失額のうち災害関連支出の金額-50,000円」とのいずれか多い金額  
あなたや、あなたと生計を一にする配偶者又は扶養親族が災害などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に書いてください。

● 警察などの証明書(被害額)を添付してください。  
「損害の原因」…震災、風水害、雪害、火災、盗難、横領など。  
「損害を受けた資産の種類」…住宅、家財、衣類、現金など。  
「損害金額」…損害を受けた時の時価で書いてください。なお、損害に関連した附隨費用も含まれます。  
「保険金等で補てんされる金額」…損害について支払を受ける損害保険や損害賠償金などの金額。

**医療費控除**……差引負担額-(100,000円又は総所得金額等の金額×5%のいずれか少ない金額)最高200万円  
あなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のために医療費を支払った場合に書いてください。  
「保険金等で補てんされる金額」…社会保険等により補てんされる医療費、分べん費等の金額。

● この控除を受ける場合には控除に関する明細書(医療費の支払明細書)を添付。  
※明細書について、対象期間外の分は計上できません。その際は、領収書にて補完が必要。

**セルフメディケーション**……健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、いわゆるスイッチOTC薬の税制による医療費控除 購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除する。

1. 控除対象医薬品  
●スイッチOTC薬→要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(購入した際の領収書等に本特例の対象であることが表示されている。)
2. 医療費控除との関係  
●本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合は本特例の適用を受けることができない。

## C 税金から差引かれる金額(税額控除)

**配当控除**……あなたに「配当所得」があるときは、別紙申告書の配当欄の所得額を次のように区分してそれぞれについて計算した金額の合計額を控除します。

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投資信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

**寄附金控除**……「都道府県・市区町村分、住所地の共同募金会、日赤支部分」  
あなたの所在地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対して寄附を行った場合。あるいは都道府県、市町村又は特別区に対して寄附を行った場合に書いてください。  
「条例指定分 都道府県・市区町村」  
都道府県または市区町村それぞれの条例で指定した寄附金がある場合に書いてください。  
※寄附金控除を受けるためには、領収書等を添付してください。

## D 事業税に関する事項

事業税は、事業の種類により税率が異なります。また、非課税の事業もありますので、次の(1)または(2)に該当する方は、「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記入してください。なお、他の都道府県に事務所等がある方は、「他都道府県の事務所等」欄にチェックを入れてください。

- (1) 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業から生ずる所得がある場合  
①畜産業(農業に付随して行うものを除く。)から生ずる所得、②水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。)から生ずる所得、③薪炭製造業から生ずる所得、④あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得(両眼の視力を喪失した方又は、他両眼の視力0.06以下の方が行うものを除く。)、⑤装蹄師業から生ずる所得
- (2) 次に掲げる所得(非課税所得)がある場合  
⑥林業から生ずる所得、⑦鉱物掘採事業から生ずる所得、⑧社会保険診療報酬等に係る所得、⑨外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等で生じた所得)、⑩地方税法第72条の2に定める個人の行う事業に該当しないものから生ずる所得

※この「申告書の書きかた」は、税法の改正により内容の一部が変更される場合があります。

# 令和8年度分町民税の申告について

別紙申告書は令和8年度分の町民税および県民税の課税の資料となるものですから、次のことがらをよくお読みになって申告期限(3月16日)までに必ずご提出ください。なお、記入のしかた、その他のことでおわかりにならないときは、ご遠慮なく税務担当者にお尋ねください。



- 課税総所得金額、課税山林所得、分離課税譲渡所得金額、課税退職所得金額にそれぞれ別々に税率をかけて計算します。
- ⑤ 税率は…次の表に示すとおりです。

税の区分	課税総所得金額の区分	税率
町民税	一律	6%
県民税	一律	4%

- 分離課税譲渡所得に係る税率は異なりますから税務担当者にお尋ねください。
- ⑥ 調整控除とは…税源移譲に伴う、個人住民税と所得税の人的控除の差による負担増を抑えるための控除です。

### 調整控除の算出方法

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の者	①と②のいずれか小さい額の5%(県2%・町3%) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超の者	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県2%・町3%) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額-200万円

※合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできません。

### 所得金額調整控除

- ① 給与等の収入金額の合計が850万円を超える場合、次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。
- (1) 特別障害者に該当する。
  - (2) 22歳以下の扶養親族を有する。
  - (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する。
  - (4) 特別障害者である扶養親族を有する。
- 所得金額調整控除額=(給与等の収入金額の合計額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%
- ② 給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。
- 所得金額調整控除額=(給与所得の金額(10万円を限度)+公的年金等雑所得の金額(10万円を限度))-10万円

# 申告書の書きかた

## A 所得金額

- 同じ種類の所得が数多くある場合は合計額を書き、別に所得の内訳をつけてください。
- 営業等……卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得です。
- 農業……農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が経営する家畜、家きんの飼育やわら工品、その他これらに類するもの酪農品の生産などから生ずる所得です。
- 不動産……貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸地、借地権設定などから生ずる所得です。
- 配当……日本国外の銀行等に預けた預金の利子、外国市場・ユーロ市場において発行された債券のうち、指定証券会社に設けられる「外貨証券取引口座」を通じないで受けとられる利子、東京市場で発行される債券のうち、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行等により発行されたものの利子。
- 当選……株式又は出資の配当による所得です。なお、上場株式等に係る配当等（大口分除く）は、5%特別徵収されますので申告の必要はありません。
- 証券投資信託の収益の分配金については所得税において総合課税を選択した場合に限り、町民税・県民税が課税されますので、株式に係る配当所得と区分して記載してください。
- 与……俸給、給与賃金、歳費、賞与などの所得です。源泉徴収票を添付してください。
- 給与所得金額の計算方法

給与収入の金額(A)	給与所得
0円～ 650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	収入金額 - 650,000円
1,900,000円～3,599,999円	(A) × 4 × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A) × 4 × 80% - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円

※(A)は、収入金額 ÷ 4(千円未満端数切捨て)で算出した金額

- ※各欄の「所得の生ずる場所」…所得の生ずる住所（所在場所）氏名（名称）を書いてください。
- 「収入金額」…手取額ではなく必要経費（諸雑費、源泉徴収税額）等を差引く前の金額を書いてください。
- 「必要経費」…収入をあげるために支払った経費の合計額（修繕費、仕入、租税公課、利子、保険料、償却費など）を書いてください。
- 雜……年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金利子、郵便年金、生命保険年金などの所得です。

● 公的年金等所得金額の計算方法

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得額			65歳以上の場合	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得額		
	1,000円以下	1,000円超2,000円以下	2,000円超			1,000円以下	1,000円超2,000円以下	2,000円超
130万円未満	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円	330万円未満	(A) - 110万円	(A) - 100万円	(A) - 90万円	
130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 27万5千円	(A) × 75% - 17万5千円	(A) × 75% - 7万5千円	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 27万5千円	(A) × 75% - 17万5千円	(A) × 75% - 7万5千円	
410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 68万5千円	(A) × 85% - 58万5千円	(A) × 85% - 48万5千円	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 68万5千円	(A) × 85% - 58万5千円	(A) × 85% - 48万5千円	
770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 145万5千円	(A) × 95% - 135万5千円	(A) × 95% - 125万5千円	770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 145万5千円	(A) × 95% - 135万5千円	(A) × 95% - 125万5千円	
1,000万円以上	(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円	1,000万円以上	(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円	

譲渡……田、畠、宅地、借地権等を他人に譲った場合に生ずる所得です。

（売買契約書等必要書類を見せていただくことがあります。）

● 譲渡所得のある方は税務担当者におたずねください。

時……賞金、懸賞当せん金、競輪、競馬の払戻金、生命保険金などの所得です。

計……各所得金額の合計額を書いてください。

林……山林を伐採したり、立木のままで譲渡することによる所得です。

（ただし、山林を取得して5年以内に転売した時は「雑」又は「事業」所得となります。）

● 山林所得特別控除額は50万円です。

退職……一時恩給や退職金のことです。（特別徴収の方法で源泉徴収された方は申告する必要はありません。）

● 退職所得控除額等については税務担当者におたずねください。

事業専従者控除額……一般白色申告で事業専従者控除をされる方は事業専従者の氏名、控除額を書いてください。

● 事業専従者とは…生計を一にしている配偶者や15才以上の親族で一年を通じて6ヶ月をこえる期間事業に従事した期間がある方で、扶養控除と事業専従者控除とのどちらでも有利な方で申告できます。

その場合は次の計算で事業専従者1人につきどちらか低い方の金額が収入金額から控除されます。

I 500,000円（配偶者は860,000円）…事業専従者控除額が500,000円（配偶者は860,000円）以上の場合

II （事業所得 + 不動産所得 + 山林所得） ÷ （事業専従者の数 + 1）

## B 所得から差引かれる金額

### 社会保険料控除……支払金額の全額

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険税、国民年金などの社会保険料で、あなたが支払った保険料がある場合に書いてください。

● 国民年金保険料については、保険料を支払ったことを証明する書類を添付してください。

### 小規模企業共済等 あなたが独立行政法人中小企業基盤整備機構に支払った第一種共済契約の掛金と心身障害者扶掛金控除……養共済掛金の合計額を書いてください。

### 生命保険料控除

支払った保険料の区分	支払ったそれぞれの保険料の金額	生命保険料控除額
平成23年12月31日までの保険契約※旧契約	15,000円以下	支払った保険料の全額
①一般生命保険料	15,001円から40,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 7,500円
②個人年金保険料	40,001円から70,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 17,500円
	70,001円以上	35,000円
平成24年1月1日からの保険契約※新契約	12,000円以下	支払った保険料の全額
①一般生命保険料	12,001円から32,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 6,000円
②個人年金保険料	32,001円から56,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 14,000円
	56,001円以上	28,000円

①支払った一般生命保険料について求めた金額 + ②支払った個人年金保険料について求めた金額 + ③支払った介護医療保険料について求めた金額  
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料についてそれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者や親族を受取人とする生命保険契約について、あなたが支払った保険料（契約者配当金を差引いた残りの金額）がある場合に書いてください。

● 一契約について支払った保険料が9,000円を超えるものについては支払保険料の金額等の証明書を添付してください。

### 地震保険料控除

保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額
①地震保険料	50,000円以下	支払った保険料 × 1/2	①と②の両方がある場合	①と②の控除額合計が25,000円以下
	50,001円以上	25,000円		
②旧長期損害保険料（経過措置に係る分）	5,000円以下	支払った保険料の金額	①と②の控除額合計が25,000円以上	①と②の控除額合計
	5,001円～15,000円以下	支払った保険料 × 1/2 + 2,500円		
	15,001円以上	10,000円		

あなたが支払った地震保険料（契約者配当金を差引いた残りの金額）がある場合に書いてください。

※平成20年度から、地震保険料の創設に伴い、従来の火災保険・傷害保険等に対する損害保険料控除は廃止となりました。ただし、経過措置として、平成18年末までに結んだ保険期間10年以上で満期払戻金のある長期損害保険契約に係る保険料については、従前の長期損害保険料控除が適用されます。

（注）一の損害保険契約又は一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることとなります。

### ひとり親控除…控除額30万円

婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（前年の総所得金額が58万円以下）を有する、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の単身者であるとき□に✓をつけてください。

### 寡婦控除…控除額26万円 ※ひとり親控除に該当しない寡婦が対象。

合計所得金額が500万円以下で次のいずれかの方

●夫と死別後、婚姻をしていない方又は、夫が生死不明などの方

●夫と離別後、婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方

### 勤労学生控除…控除額26万円

あなたが勤労学生であって、自分の勤労による所得以外の所得が10万円を超える、かつ、合計所得金額が85万円を超えないとき□に✓をつけて学校名を書いてください。

### 障害者控除…控除額は1人につき、26万円（特別障害者については30万円、同居特別障害者については53万円）あなた又はあなたの扶養親族が身体障害者、中度以上の精神薄弱者又は心神喪失の常況にある者、いつも病床について、複雑な看護を受けなければならない者であるとき、氏名、続柄、障害の程度を書いてください。

配偶者控除…控除額33万円（配偶者が老人控除対象配偶者（昭和31年1月1日以前出生の方）の場合は38万円）あなたの配偶者で令和7年中の合計所得が58万円以下の場合が対象です。

なお、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額等により、控除額は次の表のとおりになります。

本人の合計所得金額	控除額(一般)	控除額(老人)
900万		